

令和4年9月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

## 世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて

### 1. 主旨

世田谷区パートナーシップ宣誓制度は、平成27年11月に導入し、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に規定する「多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」に係る取組みとして運用している。

令和4年8月24日現在、201組の宣誓を受け付けており、また全国状況を見ると、令和4年7月1日現在、223自治体が導入し、人口カバー率は53.1%（ ）と年々上昇している。令和4年11月からは東京都制度が開始される等、制度の浸透が見受けられる。

こうした中、多様な性や関係性があること、これらに起因した実生活の不便さが残っていることの実態を踏まえ、より利便性の高い制度とするよう見直しを図る。

「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」による。

### 2. 見直しの概要

#### (1) 対象

「互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性(性自認を含む)を同じくする2人」を対象としているが、多様な性・多様な関係性に対応するため、LGBTQの方が含まれれば同性以外のパートナーも対象に含めることとする。

#### (2) 通称の記載

トランスジェンダーの方等、希望に応じて通称を記載できることとする。

#### (3) 信頼性向上にかかる手続の明確化

記載事項変更・廃棄・再交付にかかる申出、本人に帰すべき事由による無効の規定を新設する。また、関係を示すものとして、パートナーシップ宣誓書受領証の他、宣誓者の照会に基づく回答書を活用することとする。

#### (4) ファミリーシップ宣誓制度の導入

##### 要旨

宣誓書にパートナーのそれぞれの子、親を記載できるものとする。

##### 確認書類

戸籍抄本(謄本)、住民票の写し、その他宣誓者との関係を確認できる書類

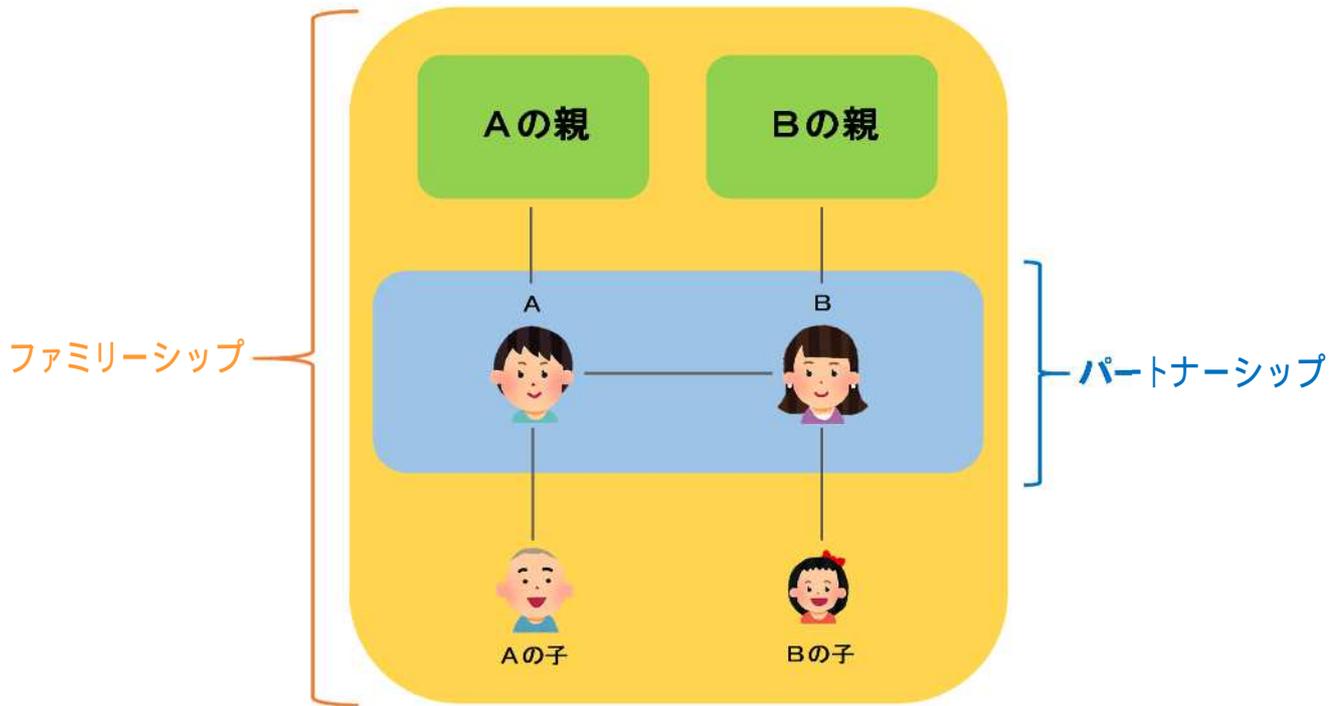
##### 子、親の意思の尊重

原則として、子、親の合意の上でファミリーシップの宣誓を行うこと、本人が希望する場合は宣誓書の記載を削除できること(未成年の子については、満15歳以上)とする。

##### パートナーの一方が死亡した場合の取扱い

もう一方のパートナーが希望する場合には、ファミリーシップは維持できるものとする。

## 〔パートナーシップ・ファミリーシップ関係〕



## 3 今後のスケジュール

1 1月1日 新たな制度による運用開始